

## 全国安全週間

期 間 7月1日～7日

準備期間 6月1日～30日

～令和5年度全国安全週間スローガン～

高める意識と安全行動  
築こうみんなのゼロ災職場

建設業労働災害防止協会

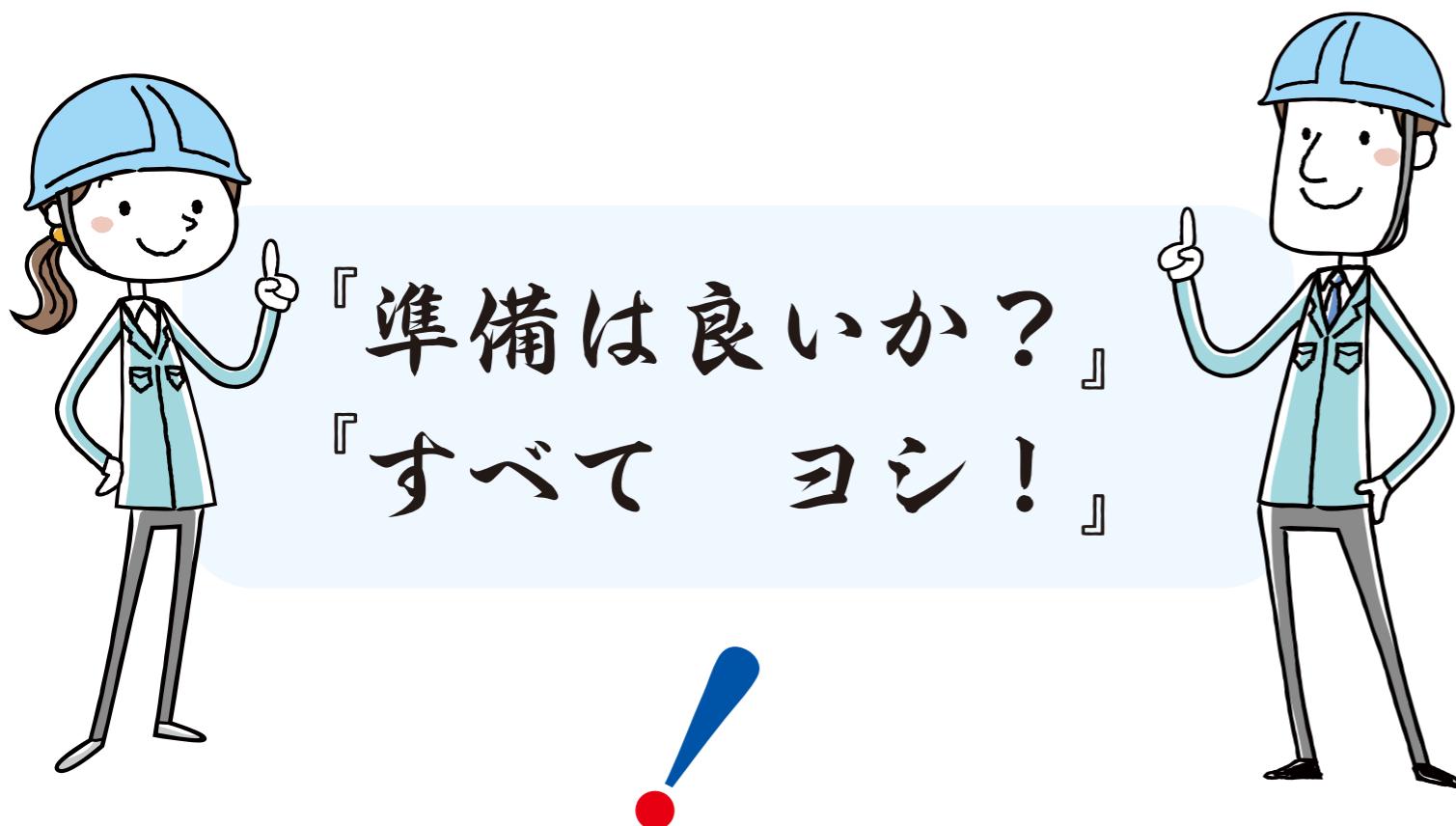
令和5年度

## ホープグループ 安全衛生推進大会



日 時 令和5年6月12日(月) 15時00分

場 所 ホテルカデンツア東京  
東京都練馬区高松5-8 J.CITY



ホープグループ安全衛生協力会

ホープグループ安全衛生委員会

# 令和5年度 安全衛生推進大会 次第

一. 開会のことば .....  
ホープグループ安全衛生協力会会長  
株式会社佐藤興業  
代表取締役 佐藤 栄次

一. 挨拶 .....  
ホープグループ安全衛生協力会  
名誉会長 熊谷 正弘

一. 役員紹介 .....  
安全衛生協力会 役員及び正会員  
ホープグループ 役員

一. 安全表彰 .....  
安全功績賞・安全努力賞  
安全工事表彰・顧客感動賞  
優良職長賞

## 休憩

一. 安全衛生管理実施計画  
株式会社ホープ  
安全品質部次長 武藤 和安

一. 新規スタッフ紹介

一. 安全講話 .....  
『路上工事における交通安全対策』  
警視庁交通部 交通規制課  
道路第1係 係長 警部 中野 徹様

一. 安全宣言 .....  
参加者代表  
株式会社ホープ  
土木部 小川 朗登

一. 閉会のことば .....  
ホープグループ安全衛生委員会  
総括安全衛生管理者 熊谷 光記

# ホープグループ安全衛生協力会 役員及び正会員名簿

役職名	会社名	氏名
会長	(株)佐藤興業	代表取締役 佐藤 栄次
副会長	(株)菊地工業	代表取締役 菊地 実男
幹事	日立建機日本(株) 埼玉支店	新座営業所長 松原 靖憲
会計	(株)ヨシトミ	代表取締役 松原 政志
監査	(株)トシマ	都圈第二営業部担当部長 村上 朋徳
正会員	(株)河野土木	代表取締役 河野 則美
正会員	豊成建設(株)	代表取締役 田中 賢一郎
正会員	(株)VOLLMONTセキュリティサービス	所沢営業所長 並木 輝明
正会員	(有)上水工業	代表取締役 吉浜 大輔
名誉会長	ホープグループ安全衛生協力会	熊谷 正弘

# 安全表彰

## 安全功績賞

協力業者名	推薦現場名
株式会社 菊地工業	西武国分寺水道、西武立川砂川水道、明豊所沢1号 他
株式会社 VOLLMONT セキュリティサービス所沢営業所	田柄水道、明豊南永井下水、東久留米小管 他
株式会社 MS K	練馬錦小管、丸和富岡1号、沼袋下水 他

※壇上での表彰は、時間の都合上、代表の方をご案内させていただきます。

代表表彰 株式会社 菊地工業 様

## 安全努力賞

協力業者名	推薦現場名
有限会社 上水工業	練馬錦小管、所沢柳瀬水道移設、新所沢東1号 他
有限会社 細野工業	田柄水道 明豊南永井下水 他
双栄基礎工業 株式会社	てんびん橋補修
株式会社 田中土建	西東京緑町小管 東久留米小管 他
サン・シールド 株式会社	西武笠縫推進、西武立川砂川水道
株式会社 佐藤興業	三鷹新川水道、下水道メンテナンス、田柄水道 他

※壇上での表彰は、時間の都合上、代表の方をご案内させていただきます。

代表表彰 有限会社 上水工業 様

## 安全工事表彰

作業所名	工事件名
調布推進 (作業所長 大芦 寛弥)	調布市下石原三丁目地先外1か所配水管(700mm・600mm)新設工事
田柄水道 (作業所長 野村 真寿)	練馬区田柄五丁目地先から同区田柄三丁目地先間配水管本管(600mm)布設替工事
練馬錦小管 (作業所長 内田 泰隆)	練馬区錦一丁目32番地先から板橋区東新町一丁目32番地先間外1か所配水小管布設替工事
てんびん橋補修 (作業所長 秋本 一樹)	橋梁修繕工事(てんびん橋 他2橋)
東久留米小管 (作業所長 瀬川 光仁)	東久留米市金山町一丁目17番地先から同市上の原一丁目3番地先間配水小管布設替工事
明豊南永井下水 (工事責任者 高浦 健一郎)	南永井3号幹線下水管布設工事(4-1)
明豊所沢1号 (工事責任者 熊谷 佑平)	所沢地区配水管更新第1号工事

※壇上での表彰は、時間の都合上、代表者を案内いたします。

代表表彰 田柄水道作業所 作業所長 野村 真寿



# 安全表彰

## 顧客感動賞

推薦理由	氏名等
建設業労働災害防止協会より表彰	調布推進作業所 作業所長 大芦 寛弥
所沢警察署及び道路使用適正化協会所沢支部より表彰	株式会社 キクチコーポレーション
令和4年度下期維持補修工事成績評定1位／38社	下水道メンテナンス作業所 工事責任者 岡島 克典
西武建設 株式会社 より 西友会 安全衛生功労個人賞受賞	西武笠縫推進作業所 工事責任者 能重 勇希
顧客からの指名多数(西武笠縫推進、西武立川砂川水道 他)	サン・シールド 株式会社 河田 倫
青木あすなろ建設 株式会社 より推薦	青木あすなろJV朝霞シールド 主任技術者 清水 涼平

※壇上での表彰は、時間の都合上、代表者を案内いたします。

代表表彰 調布推進作業所 作業所長 大芦 寛弥



## 優良職長賞

表彰者名	推薦現場名
サン・シールド 株式会社 河田 倫	西武笠縫推進
株式会社 大雅 杉田 清治	大菊吾妻5号
株式会社 成羽興業 羽賀 拓也	丸和富岡1号
株式会社 コスモ 早田 義昭	西東京緑町小管
有限会社 上水工業 吉浜 大輔	練馬錦小管、新所沢東1号
株式会社 M S K 二本柳 卓	練馬錦小管
株式会社 菊地工業 菊地 格	明豊所沢1号
有限会社 細野工業 閔 正勝	田柄水道
鹿島道路 株式会社 奈良岡 弘真	田柄水道
株式会社 佐藤興業 葛西 昭吉	田柄水道
株式会社 豊成建設 田中 英司	下水道メンテナンス
株式会社 VOLLMONTセキュリティサービス 所沢営業所 古見 順平	田柄水道

※壇上での表彰は、時間の都合上、代表の方をご案内させていただきます

代表表彰 サン・シールド 株式会社 河田 倫 様

## 目 次

令和5年度 安全衛生管理実施計画の策定について ..... 10

令和5年度 安全衛生管理実施計画 ..... 11

安全衛生管理実施計画の解説 ..... 12

1. 安全衛生方針 ..... 12

2. 安全衛生目標 ..... 12

3. 安全衛生目標達成の方策 ..... 12

総括・安全・衛生／管理者、産業医、統責者、安責者・職長の職務 ..... 17

1. 総括安全衛生管理者 ..... 17

2. 安全管理者 ..... 17

3. 衛生管理者 ..... 17

4. 産業医 ..... 18

5. 統括安全衛生責任者 ..... 18

6. 安全衛生責任者 ..... 18

7. 職長 ..... 18

特定元方事業者の講ずべき処置 ..... 19

令和5年度 月間安全衛生管理目標 ..... 21

令和5年度 安全衛生管理実施計画書 ..... 22

令和5年度 安全衛生巡視計画表 ..... 24

# 令和5年度 安全衛生管理実施計画



総括安全衛生管理者  
取締役副社長 熊谷 光記

昨年は、約三年に及ぶ新型コロナウィルス感染症の脅威に対する馴化が進んだ一方、経済・社会には未だ暗い影を落とし、感染防止や感染収束に向けた新たな働き方や生活様式の改革が引き続き求められ、またそれが完全に定着した一年となりました。国内においては、異常気象は状態となりつつあり、全国的な猛暑による熱中症患者の増加や列島各地における自然災害の発生など人々の生活に深刻な影響を与え、継続した地球温暖化対策が求められてきました。

今年は、新型コロナウィルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類へと移行するとの政府発表を踏まえ、各種イベントの開催規制も徐々に緩和されつつあり、またインバウンドの回復等と併せ、停滞していた経済活動の飛躍的回復が期待されています。

このような状況の中、建設業を取り巻く環境は国土強靭化による防災、減災及び老朽化したインフラ整備への対策工事等が増加傾向にあり、新型コロナウィルス感染予防対策としての「三密防止」の徹底による作業効率の低下、建設技術者・技能労働者不足と高齢化や作業に不慣れな新規参入者の就業などの問題を抱え、労働災害の発生リスクが益々増大することが懸念されています。

昨年の建設業における労働災害の死亡者数は、265人で前年比9人減と若干減少してはいるものの、休業4日以上の死傷者数は15,844人で前年比988人増と大幅に増加してしまいました。

この背景には、新型コロナウィルス感染症罹患者の発生も一因であると思われますが、墜落・転落災害、崩壊・倒壊災害や挟まれ・巻き込まれ災害、トラック等との激突災害、飛来・落下災害等の公衆災害での死傷事故が未だ多発している現状が大きく影響しているものと思われます。

当社を振り返ると、平成27年10月以降、休業4日以上の労働災害は発生していませんでしたが、一昨年4月に足を骨折する災害を、10月には鎖骨を骨折する災害を、計2件の休業4日以上の労働災害を招いてしまいました。両事案とも、直ちに再発防止措置を講じ、災害ゼロに向け再スタートを切り、二年目を迎えます。

災害・事故は「不安全行動」「不安全状態」「安全管理上の不備」のいずれかが生起したときに発生しています。労働者の不安全行動や機械・設備等の不安全状態に対して危険有害要因の除去・低減施策を確実に実施するのは協力会社の職長であり、それを管理・監督し指導するのは現場の職員であります。

安全衛生目標に掲げている「過去の災害・事故事例及び公衆災害の“発生ゼロ”を目指す」即ち繰り返し型災害・事故の発生を撲滅するために、もう一度原点に返り協力会社の責任者と一体となって意思疎通に努め、現場で働く作業員一人ひとりに至るまで、職場に潜んでいる危険有害要因を必ず見つけ出し、事前に災害の芽を摘む対策を的確に実践するよう安全意識の向上に努めていくことが重要であります。

以上のこと踏まえて、令和5年度の「安全衛生管理実施計画」を策定しましたので、本計画を基に、より安全で健康な職場づくりに努め、業績を向上させ企業発展の原動力となることを肝に銘じて労働災害・事故防止に全力で取り組むことをお願いします。

以上

## 安全衛生方針

株式会社 ホープは、事業活動の全ての面において働く人々の人命尊重を最優先に、健康で明るい職場環境を形成するために全役職員の協力の下に以下の事項の重要性を認識し、継続的な安全衛生水準の向上に努める

1. 安全衛生関係法令および社内安全衛生ルールを遵守する。
2. 協力会社とともに、潜在する危険性・有害性要因に対するリスクの除去低減施策を確実に実行する。
3. 労働安全衛生管理活動の更なる向上のため安全衛生教育を継続的に実施する。

## 安全衛生目標

過去の災害・事故事例および公衆災害の  
“発生ゼロ”を目指す

### 方策

1. 安全衛生管理体制を確立し、安全衛生委員会の定期開催及び作業現場巡視を計画的に実施する等安全衛生施策を推進する。
2. 関係法令を遵守した作業環境維持と5S運動を積極的に推進する。
3. 施工計画、作業手順書の策定段階からリスクアセスメントによる対応策を確実に実施する。
4. 協力会社の自主的安全衛生管理を促進し、安全衛生協議会の活性化と災害防止を図る。
5. 事業者の送り出し教育、新規入場者および従業員の安全衛生教育を充実させるとともに、安全施工サイクルの習慣化を図る。
6. 過去5年間の類似災害・事故事例を教訓とし、再発防止の徹底を図る。
7. 健康確保対策の充実・メンタルヘルス対策の推進・職業性疾病防止対策に関連する労務管理を徹底する。

## 経営理念

私たちホープグループは規範を遵守し、技術と創造性を高め、顧客に感動と価値を提供し、ホープグループの安定と発展を図り社員の福祉の向上と地域社会の繁栄に貢献する。

## 安全衛生管理実施計画の解説

### 安全衛生方針

労働安全衛生法は、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することが目的であり “危険防止基準の確立” “責任体制の明確化” “企業の自主的活動の促進” “総合的・計画的な労働災害防止対策の推進” 等について定められています。

当社の安全衛生方針も、この労働安全衛生法で定められている事項を遵守し、かつ、継続して安全衛生水準の向上に努めなければならないことを考慮して定められています。

### 安全衛生目標

過去に発生した災害・事故事例の再発や、工事の特性から第三者を含めた公衆災害の発生は、個人や企業に極めて重大な影響を被ることから “過去の災害・事故事例および公衆災害の“発生ゼロ”を目指す” としました。

### 安全衛生目標達成の方策

#### 1. 安全衛生管理体制を確立し、安全衛生委員会の定期開催及び作業現場巡視を計画的に実施する等安全衛生施策を推進する

安全衛生委員会を毎月1回定期開催とともに、本社、管理者等による現場パトロールを実施し、安全衛生関係法令及び社内安全衛生ルールの遵守状況、潜在する危険性・有害性要因に対するリスクの除去低減施策の実行状況、安全衛生教育の継続的な実施状況等を確認します。

#### 2. 関係法令を遵守した作業環境維持と5S運動を積極的に推進する

設備・機械等の不安全状態やヒューマンエラーによる不安全行動を排除するためには、作業環境に即した法令順守の安全設備や適正な人員配置が不可欠であります。潜在する危険性・有害性を放置することなく常日頃から未然に対応することに努めて下さい。

また、5S運動は災害・事故防止活動の基本的な事項であります。5Sの定義を認識させ実行して下さい。

**整理**：必要な物と不要な物を分け、不要な物を捨てる

**整頓**：必要な物がすぐに取り出せるように置き場所、置き方を決め、表示を確実に行う

**清掃**：掃除をしてゴミ、汚れのないきれいな状態にすると同時に細部まで点検する

**清潔**：整理・整頓・清掃を徹底して実行し、汚れのないきれいな状態を維持する

**躰**：決められたことを、決められたとおり実行できるように習慣づける

#### 3. 施工計画、作業手順書の策定段階からリスクアセスメントによる対応策を確実に実施する

リスクアセスメントは、職場の潜在的な危険性または有害性を見つけ出し、これを除去、低減するための手法であり、事前に的確な計画や対策を講ずることで労働災害の発生を防止することが大きな目的です。

各作業所は、工事着手前に工事の特性を踏まえ、危険性・有害性要因を特定し、それに基づく対応策を決定し、施工計画書や作業手順書に反映し、日々の作業に展開して下さい。

#### 4. 協力会社の自主的安全衛生管理を促進し、安全衛生協議会の活性化と災害防止を図る

全ての協力会社において、労働災害防止のための安全衛生管理体制を確立し、労働安全衛生法で定められた安全衛生責任者、職長、その他必要とする免許、資格を有するものを適正に配置させ、安全・施工・品質・工程等の管理を実施させて下さい。

また、上記の内容に基づき当該工事に携わる全ての協力会社が参加する月1回の安全衛生協議会を開催して適切な指導、教育に努めて下さい。

#### 5. 事業者の送り出し教育、新規入場者および従業員の安全衛生教育を充実させるとともに、安全施工サイクルの習慣化を図る

建設業の労働災害発生状況は、入場初日から1週間以内で被災する割合が40%以上で、死者は50%近くに達しています。

その主な要因はヒューマンエラーによるものが多く占めています。現場に携わる労働者は高い安全意識と知識、技能、態度等の能力を持ったものでなくてはなりません。

可能な労働者を確保するためには、各労働者に対して十分な教育が不可欠です。事業者（元請、下請）は次の事項について責任を持って適切に実施することをお願いします。

##### (1) 送り出し教育の実施

各作業所は、労働者が入場する前に、当該現場のルール、危険要因、作業条件等が把握できる教育資料を当該事業者に提示し、送り出し教育の実施を徹底させ、客観的な成果として記録を保管管理して下さい。

##### (2) 新規入場者教育の実施

元請け職員および各事業者の職長は上記(1)の実施内容に基づき、新規入場者に対して、以下の事項について再認識させて下さい。また、現場は最悪の事態に備え、連絡・通報出来るように実施記録は現場で保管管理することをお願いします。

- ・工事概要と作業所の方針
- ・作業場所の危険箇所と立ち入り禁止区域
- ・作業手順（リスクアセスメント含む）と災害事例
- ・作業所のルールや近隣との約束事等
- ・作業所の安全衛生行事と実施事項
- ・緊急連絡体制と避難に関する事項
- ・その他作業場所の特性事項



##### (3) 職長・安全衛生責任者の能力向上教育の実施

平成29年2月20日 基発0220第4号に基づきより、職長等の職務に従事することとなった後概ね5年ごと及び機械設備等に大幅な変更のあったときに能力向上教育を実施して下さい。

なお、同様に安全衛生責任者の職務に従事する者についても能力向上教育を実施して下さい。

※能力向上教育のカリキュラムは基発0220第4号（別添1）（別添2）に準ずる。

#### (4) 安全施工サイクルの習慣化

- ①安全施工サイクルの活動は、統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者・安全衛生責任者・職長・作業員等の工事関係者全員が確実に履行して下さい。
- ②安全朝礼、安全ミーティング、安全作業打合せ等は、形骸化しないように日々の作業環境、作業条件、作業内容を詳細に考慮したうえで実施または指導して下さい。
- ③指導者は、協力会社が実施する危険予知活動（KY活動）を現地で行うように指導して下さい。現地KY活動は、実際の作業場所を確認できるため作業環境と危険要素が想定しやすく、作業員全員が共通で認識できる利点があります。
- ④安全施工サイクルの活動は、日常の作業と一体化して職場の体質化・習慣化を図るため、下記事項の内容を参考に事前に計画し、確実に実施して下さい。

#### ①毎日の実施事項

- ①安全朝礼
- ②安全ミーティング
- ③作業開始前点検
- ④作業所長巡視
- ⑤職長・安全衛生責任者等による作業中の指導・監督・職場内教育（OJT）
- ⑥安全工程打合せと作業安全指示
- ⑦持場後片付け

#### ②毎週の実施事項

- ①週間安全工程打合せ
- ②週間安全点検
- ③週間一斉片付け

#### ④隨時行う活動事項

- ①入場予定業者と事前打合せ
- ②送り出し教育
- ③新規入場者受入教育
- ④安全衛生大会
- ⑤持込機械の届出

#### ③毎月の実施事項

- ①安全衛生協議会
- ②定期点検、自主点検
- ③安全衛生教育

※各作業所毎、実施してください。

### 6. 過去5年間の類似災害・事故事例を教訓とし、再発防止の徹底を図る

#### (1) 過去の労働災害・事故事例の再発防止に努める

当社の過去5年間の災害・事故事例について掲載しました。内容を確認し、同様な作業環境を有する工事は計画段階において再発防止策を検討し実行して下さい。なお、主要事項を(2)～(6)に記載したので参照して下さい。

#### (2) 一般交通への危険防止措置および歩行者の安全確保を最優先に取り組む

路上工事現場等における交通誘導員（重機誘導員を含む）の適正配置や作業帯の適切な設置による安全対策と道路使用範囲の明確化、また、工事の進捗に伴って一時的に移設した道路標識や標示の確実な復旧は、交通の安全確保と円滑化を図る上で極めて重要です。

工事着手に先立ち、道路使用許可条件の内容を把握し不履行等がないよう確実に実施することをお願いします。

#### (3) 車両系建設機械、クレーン等作業における作業計画の策定と周知・徹底を図る

車両系建設機械、移動式クレーン等の作業時には、作業前にその日の作業について下記事項を盛り込んだ作業計画の策定と周知を徹底して下さい。

車両系建設機械	移動式クレーン等		
①機械の種類 ②運行状況 ③作業の方法・配置	①作業方法 ②転倒防止の方法 •荷の量、重さ •吊卸しの位置 •設置位置	③作業員の配置 ②指揮系統 •アオリガーの張出 •アオリガーの位置	③作業員の配置 •指揮者、玉掛者、合図者の指名 •作業場所、立入禁止措置

#### (4) 地山掘削作業における崩壊災害の防止に努める

地山掘削作業を行う場合は、作業箇所および周辺の地山について、あらかじめ調査を行い、地山の変化、地下水位等を把握し、施工順序、方法等を事前に計画して下さい。また、地盤面からの深さが2.0m以上となる地山の掘削の作業を行う場合は、地山の掘削作業主任者を適正に配置して下さい。また深さ1.5m以上では山留支保工を必ず設置して下さい。

#### (5) 架空線、埋設物の事前調査と損傷防止に努める

##### ①架空線損傷防止

##### ②事前確認及び周知・指導の徹底

架空線等に近接した工事場所は、施工前に現地調査を綿密に実施し、種類、位置（場所・高さ）、管理者を確認するとともに関係者へ周知徹底を図って下さい。



##### ③目印表示等の設置

架空線に注意が向くよう目印表示等を設置するとともに、必要に応じて防護カバー、高さ制限装置設置等の保安処置を行って下さい。



##### ②埋設物損傷防止

##### ①事前確認及び周知・指導の徹底

埋設物が予想される場所で施工する場合は、施工に先立ち試掘結果で得たデータを基に、埋設物の種類、位置（平面・深さ）、構造等を現地にマーキングし、かつ埋設表示カラーコーン等で表示し、関係者に周知徹底を図って下さい。



##### ②適切な誘導

埋設物近接作業中は誘導員を配置し、合図を定めて誘導するよう指導徹底に努めて下さい。また埋設物の50cm以内は手掘りを厳守して下さい。

#### (6) 墜落・転落災害防止の徹底を図る

##### ①高さ・深さが1.5m以上の作業場所には、安全な昇降設備を設けて下さい。

②移動はしごは丈夫な構造で損傷及び腐食の無いもの、および幅30cm以上で滑り止め装置が付いていることを点検し使用して下さい。使用にあたっては本体を75°程度で固定し、頭頂部の突き出しは60cm以上として下さい。

③立坑昇降梯子で長さ10m以上ある場合は5m以内毎に踊場を設けるとともに、踏外墜落防止のため安全ブロックを設置し、墜落制止用器具に取付け使用させること。立坑昇降梯子は背もたれ構造として下さい。

④深さ2.0m以上の開口部等には手すり、囲い、覆い等を設けること。手すりの設置は高さ90cm、中さん35cm～50cm、幅木の高さ15cm以上とし、注意喚起の表示等「見える化」を図って下さい。

⑤上記③で設置が困難な場合や一時取外すときは、親綱を設け ※1「墜落制止用器具」を使用する。なお、親綱の高さは90cm以上として下さい。

※詳細は「建設業労働災害防止協会」の（建設業労働災害防止規程）第3章「墜落による危険の防止」を参照

## 7. 健康確保対策の充実・メンタルヘルス対策の推進・職業性疾病防止対策に関する労務管理を徹底する

### (1) 健康確保対策の充実

①一般健康診断のほか、特定の危険有害業務従事者に対する特別の健康診断を実施し、診断結果に基づく適正な措置対策を講じて下さい。

②過重労働による健康障害防止対策として、適正な労働時間管理を推進するとともに、長時間労働者（時間外・休日労働が月80時間超）に対する面接指導等を講じて下さい。

### (2) メンタルヘルス対策の推進

①職場環境等におけるストレスチェック（無記名ストレスチェックシートを活用）と面接指導の実施、および面接指導結果に基づく“心のケア”“体のケア”に対して適切な措置を講じて下さい。

②現場における安全施工サイクル（安全朝礼、現地KYK、現場巡視等）を活用し、心身の健康状態や体調について確実な把握と対策を講じて下さい。

### (3) 職業性疾病防止対策

①アーク溶接作業、金属等の研磨作業、はつり・解体作業等に関わる労働者に対して適切な保護具を着用させ粉じん障害防止対策を講じて下さい。

②酸素欠乏症や一酸化炭素中毒等は事前に十分な防止対策を講じて下さい。

③有機溶剤を取り扱う作業場所には「有機溶剤使用の注意事項」①人体に及ぼす影響②取り扱い上の注意事項③中毒が発生したときの応急措置について記載された看板（縦0.4m×横1.5m以上）を作業場所の見やすい場所に掲示して周知して下さい。

④化学物質（カラースプレー缶、接着材、エポキシ樹脂、剥離剤、鏽落し等）を取り扱う作業場所にはラベル（絵表示）、SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性の情報を取り扱う作業場所に常時掲示し周知して下さい。

## 総括・安全・衛生／管理者、産業医、統責者、安責者、職長の職務

### 1. 総括安全衛生管理者（安衛法 第10条の2「常時使用する労働者が100人以上の事業場」）

- ①労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- ②労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- ③健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- ④労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- ⑤その他労働災害を防止するため必要な業務
- ⑥安全衛生に関する方針の表明に関すること
- ⑦危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ⑧安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に関すること

### 2. 安全管理者（安衛法 第11条「常時使用する労働者が50人以上の事業場」）

- ①建設物、設備、作業場所または作業方法に危険がある場合における応急処置または適当な防止の処置
- ②安全装置、保護具そのた危険防止のための設備・器具の定期的点検
- ③作業の安全についての教育及び訓練
- ④発生した災害原因の調査及び対策の検討
- ⑤消防及び避難の訓練
- ⑥作業主任者その他安全に関する補助者の監督
- ⑦安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録
- ⑧その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所に置いて行われる場合における安全に関し、必要な措置

### 3. 衛生管理者（安衛法 第12条「常時使用する労働者が50人～200人の事業場 1名選任」）

- ①健康に異常のある者の発見及び処置
- ②作業環境の衛生上の調査
- ③作業条件、施設等の衛生上の改善
- ④労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備
- ⑤衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項
- ⑥労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成
- ⑦その事業の労働者が行なう作業が他の事業の労働者が行なう作業と同一の場所において行われる場合における衛生に関し必要な措置
- ⑧その他衛生日誌の記載等職務上の記録の整備等

#### 4. 産業医 (安衛法 第13条「常時使用する労働者が50人以上の事業場 1名選任」)

- ①健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
- ②作業環境の維持管理に関すること
- ③作業の管理に関すること
- ④労働者の健康管理に関すること
- ⑤健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- ⑥衛生教育に関すること
- ⑦労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

#### 5. 総括安全衛生責任者 (安衛法 第15条 第30条)

- ①協議組織の設置及び運営を行うこと
- ②作業間の連絡調整を行うこと
- ③作業場所の巡視すること
- ④関係請負人が行う安全衛生教育に対する指導・援助を行うこと
- ⑤工程計画及び機械・設備等の配置に関する計画を作成し、当該機械・設備等を使用する作業に関し、関係請負人が労働安全衛生法に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと
- ⑥その他労働災害防止について必要な事項

#### 6. 安全衛生責任者 (安衛法 第16条) (安衛則 第19条)

- ①統括安全衛生責任者との連絡
- ②統括安全衛生責任者から連絡を受けた事項の関係者へ連絡
- ③統括安全衛生責任者からの連絡事項のうち、当該請負人に係るもの実施についての管理
- ④当該請負人がその労働者の作業の実施に関し作成する計画と、特定元方事業者が作成する計画との整合性の確保を図るために統括安全衛生責任者との調整
- ⑤混在作業によって生ずる労働災害に係る危険の有無の確認
- ⑥仕事の一部を再下請させる場合、後次の請負人の安全衛生責任者との連絡調整

#### 7. 職長 (安衛法 第60条) (安衛則 第40条)

- ①作業方法の決定及び労働者の配置に関すること
- ②労働者に対する監督と指導に関すること
- ③作業設備及び作業場所の点検、保守管理に関すること
- ④異常時、災害発生時における措置に関すること
- ⑤作業者の安全意識の向上に関すること
- ⑥作業方法の改善に関すること
- ⑦危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
- ⑧その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること

#### 特定元方事業者の講ずべき処置 (安衛法 第30条)

特定元方事業者は、その労働者および関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、次の措置を講じて下さい。

##### 1. 協議組織の設置運営 (安衛則第635条)

全ての関係請負人が参加する安全衛生協議会を設置し、定期的（1回／月）に開催する（全ての関係請負人とは、請負の重層を問わず全ての協力会社）

##### 2. 作業間の連絡および調整 (安衛則第636条)

安全施工サイクルに基づき、関係請負人との間、および関係請負人相互間における危険性又は有害性要因の発生防止と作業方法、設備・機械の使用方法等を調整し、関係者全員に周知して下さい。

##### 3. 作業現場の巡視 (安衛則第637条)

統責者の毎作業日1回以上の現場巡視を行い、巡視結果は、作業安全指示書または安全日誌に記載するとともに、是正内容は措置した後、確認し、措置内容等についても記載して下さい。

##### 4. 関係請負人が行う安全衛生教育の指導および援助 (安衛則第638条) (安衛則第642条の3)

- ①関係請負人が行う安全衛生教育（送り出し・特別・OJT教育等）について、必要な場所と資料の提供等を行って下さい。
- ②関係請負人が行う新規入場者教育について、必要な場所と資料の提供等を行って下さい。

##### 5. 仕事の工程に関する計画および作業場所における主要な機械・設備および作業用の仮設の建設物等の配置に関する計画を作成する (安衛則第638条の3)

また、移動式クレーン、車両系建設機械を使用する作業は、関係請負人が定める作業計画と、上記の計画が適合するよう指導して下さい。（安衛則第638条の4）

##### 6. その他労働災害防止について必要な事項

- ①クレーン等の運転の合図の統一（安衛則第639条）
  - クレーン等の運転についての合図を統一的に定め、関係請負人に周知して下さい。（合図の統一については掲示すること）
- ②次の事項に定める場所で事故等が起きたときは、当該事故現場等を表示する標識を統一的に定め、これを関係請負人に周知させるとともに関係者以外の立入禁止を徹底（安衛則第640条）
  - 有機溶剤業務を行う場所の換気装置の故障、および有機溶剤等により汚染される事態が発生した場所
  - 圧気工法による作業を行うための高気圧低下の作業室または気閘室（高圧室への出入りに際し加圧、減圧をする室）
  - 現場継手溶接部等の放射線透過試験場所
  - 酸素欠乏危険場所、および隣接する場所または酸素欠乏等の恐れが生じた場所

## 7. 有機溶剤等の容器の集積箇所を統一的に定めること（安衛則第641条）

有機溶剤等の入れてある容器および有機溶剤の蒸気が発散する恐れのある空容器（空容器は屋外に集積されるときに限る）は、集積する箇所を統一的に定め、これを関係請負人に周知して下さい。

## 8. 警報の統一等（安衛則第642条）

下記の場合、統一的に定めた警報を行い、これを関係請負人に周知して下さい。又、必要がある者以外の人は退避させて下さい。

- ・発破を行う場合
- ・火災が発生した場合
- ・土砂の崩壊、出水、雪崩が発生した場合または発生する恐れのある場合

## 9. 避難等の訓練の実施方法等の統一等（安衛則第642条の2）

- ・ずい道等の建設作業で実施する避難等（防火、通報・警報避難、救護等）の訓練は、その実施時期および実施方法を定め、これを関係請負人に周知して下さい。
- ・特定元方事業者および関係請負人は、避難等の訓練を行うときは、統一した実施期間および実施方法により行って下さい。
- ・関係請負人が避難等の訓練を行うとき、指導および資料提供等の援助を行って下さい。  
※「資料の提供等」の等には、避難等の訓練に必要な機材、消火器、避難器具等の貸与が含まれている（昭和55.10.20 基発第582号）

## 10. 避難訓練の実施方法等の統一等（安衛則第642条の2の2）

- ・土石流危険河川の建設作業で実施する避難の訓練は、その実施時期および実施方法を定め、これを関係請負人に周知して下さい。
- ・特定元方事業者および関係請負人は、避難の訓練を行うときは、統一した実施期間および実施方法により行って下さい。
- ・関係請負人が避難の訓練を行うとき、指導および資料提供等の援助を行って下さい。

## 11. 関係請負人および関係請負人の労働者が法令違反しないよう必要な指導を行う（安衛法第29条1項）関係請負人又はその労働者が違反している場合は是正・指示を行う（安衛法第29条2項）指示を受けた関係請負人又はその労働者は指示に従うこと（安衛法第29条3項）

## 12. 次の作業場所について、関係請負人の危険を防止するため技術上の指導その他必要な措置を講じること（安衛法第29条の2）（安衛則第634条の2）

- ・土砂等の崩壊により危険を及ぼす恐れのある場所
- ・河川内で土石流が発生し危険を及ぼす恐れのある場所
- ・基礎工事用建設機械および移動式クレーンが転倒する恐れがある場所
- ・工作物の建設、解体、点検、修理、塗装作業又は杭打ち・杭抜き機、移動式クレーン等を使用する作業で、架空電線に近接し感電の危険が生ずる場所
- ・明かり掘削作業で、埋設物、擁壁等の建設物が損壊する恐れがある場所

# 令和5年度 月間安全衛生管理目標

4月

「安全衛生管理実施計画」の周知・徹底

5月

リスク管理とKY活動によるヒューマンエラー防止の徹底

6月

ルール遵守と指差し呼称  
“準備は良いか” “すべてヨシ”

7月

熱中症等、業務上疾病の防止

8月

作業環境の整備及び健康管理と体力増進の励行

9月

風水害・地震等の自然災害への対応

10月

手摺・昇降設備、仮設足場等使用作業の安全確保

11月

火災・爆発災害の防止

12月

交通労働災害と公衆災害の防止

1月

安全機器と保護具の完全使用

2月

墜落・転落災害及び倒壊・崩壊災害の防止

3月

建設機械・クレーン等災害及び架空線・埋設物等事故防止

## 安全衛生方針

株式会社 ホープは、事業活動の全ての面において働く人々の人命尊重を最優先に、健康で明るい職場環境を形成するため全役員の協力の下に以下の事項の重要性を認識し、継続的な安全衛生水準の向上に努める

1. 安全衛生関係法令および社内安全衛生ルールを遵守する。
2. 協力会社とともに、潜在する危険性・有害性要因に対するリスクの除去低減施策を確実に実行する。
3. 労働安全衛生管理活動の更なる向上のため安全衛生教育を継続的に実施する。

## 安全衛生目標

## 過去の災害・事故事例および公衆災害の“発生ゼロ”を目指す

## 方策

1. 安全衛生管理体制を確立し、安全衛生委員会の定期開催及び作業現場巡回を計画的に実施する等安全衛生施策を推進する。
2. 関係法令を遵守した作業環境維持と5S運動を積極的に推進する。
3. 施工計画、作業手順書の策定段階からリスクアセスメントによる対応策を確実に実施する。
4. 協力会社の自主的安全衛生管理を促進し、安全衛生協議会の活性化と災害防止を図る。
5. 事業者の送り出し教育、新規入場者および従業員の安全衛生教育を充実させるとともに、安全施工サイクルの習慣化を図る。
6. 過去5年間の類似災害・事故事例を教訓とし、再発防止の徹底を図る。
7. 健康確保対策の充実、メンタルヘルス対策の推進、職業性疾病防止対策に関連する労務管理を徹底する。

## 安全スローガン

「何事も 心にゆとりと豊かさを 始める前に 再確認」

安全衛生管理体制	名 称	役職名	氏 名
	雇用管理責任者	代表取締役社長	渡辺 昌巳
総括安全衛生管理者	取締役副社長	熊谷 光記	
総括安全衛生管理者(補佐)	常務取締役	江波戸 康敬	
安全管理者	常務取締役	伊藤 哲浩	
衛生管理者	土木部	高木 将吾	
産業医		山東 生弥	

令和5年4月1日  
練馬区西大泉二丁目22番23号  
株式会社 ホープ  
代表取締役社長 渡辺 昌巳  
電話：03-3921-3737



重点施策	実施項目	目 標	担 当	年間(年度) スケジュール												実施上の留意点	備 考
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1. 安全衛生管理体制の確立、施策の推進	①令和5年度安全衛生管理計画の作成 ②安全衛生委員会の定期開催 ③本社、管理者等の現場パトロール実施 ④令和4年度反省会及び令和5年度安全衛生管理実施計画の検討会	①2月28日(火) ②毎月1回(第1水曜日) ③全現場毎月1回以上 ④3月13日(月)	①安全品質部担当者 ②委員長 ③社長、役員、部長 ④安全衛生委員会	① ● ② ← → ③ ← → ④ ●												年度開始1ヶ月前までに作成 委員の構成、職務の明確化 管理者の積極的参加 令和4年度反省点の対策	※本社、管理者等の現場パトロールは「安全衛生巡回計画表」16頁による
2. 安全衛生教育の計画的実施	①新入社員教育 ②雇入、作業内容変更時教育及び打合せの徹底 ③職長・安全衛生責任者教育の実施 ④フルハーネス型安全帯使用作業特別教育の実施 ⑤免許、作業主任者、技能講習、特別教育の実施 ⑥社員教育	①4/3～9/29 ②随時 ③随時 ④随時 ⑤随時 ⑥随時	①部署担当者 ②雇用管理責任者 ③④ 安全品質部担当者 ⑤土木・建築部担当者 ⑥部署担当者	① ← → ② ← → ③④ ← → ⑤ ← → ⑥ ← →											社内・外部・富士教育訓練センター(7/13～8/11) 教育時間14時間 教育時間6時間 外部講師依頼もしくは講習参加 外部講師依頼もしくは講習参加		
3. 作業所における安全衛生活動の強化	①安全施工サイクルの実施確認 ②K Y K の活発化 ③作業手順書事前作成と周知確立 ④企業者及び元請の安全会議への参加 ⑤5S運動の積極的な推進	①100% 普及 ②100% 普及 ③100% 普及 ④全作業所徹底 ⑤全作業所徹底	①②③ 安全衛生担当者 又は作業責任者 ④⑤ 各安全管理者	①②③ ← → ④ ← → ⑤ ← →											作業員全員が積極的参加 作業員全員が積極的参加 元請との打合せ合意 工事打合せ、安全衛生協議会		
4. 健康診断の完全実施	①雇入時、健康診断実施 ②定期健康診断の実施(4月10日) ③特定業務従事者の健康診断(10月10日) (深夜業務) ④その他下記事項の健康診断 (有機溶剤、じん肺、振動病等)	①雇入時 ②年1回 ③年1回及び6ヶ月以内 並びに ④雇入時、配置替時	①②③④ 雇用管理責任者	① ← → ② ● ③ ← → ④ ← →											健診機関実施日の指定 (各協力業者も受診指導)		
5. 年間行事	①全国安全週間、準備月間、本週間 ②全国労働衛生週間、準備月間、本週間 ③年末年始労働災害防止強調期間 ④年度末労働災害防止強調月間 ⑤ホープ安全の日 ⑥ホープ安全強調週間 ⑦安全大会(特別講演)	①6/1～30、7/1～7 ②9/1～30、10/1～7 ③12/1～1/15 ④3/1～31 ⑤3/10 ⑥3/7～3/13 ⑦6月12日(月)	①②③④⑤⑥ 社長、役員 安全品質部長 安全品質部 担当者	① ← → ② ← → ③ ← → ④ ← → ⑤ ← → ⑥ ← → ⑦ ●											・垂幕、ポスター、胸章等による周知・認識 ・特別パトロール		

# 令和5年度 安全衛生巡視計画表

令和5年4月1日  
株式会社 ホープ

安全衛生方針	株式会社 ホープは、事業活動の全ての面において働く人々の人命尊重を最優先に、健康で明るい職場環境を形成するために全役員の協力の下に以下の事項の重要性を認識し、継続的な安全衛生水準の向上に努める
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全衛生関係法令および社内安全衛生ルールを遵守する。</li> <li>2. 協力会社とともに、潜在する危険性・有害性要因に対するリスクの除去低減施策を確実に実行する。</li> <li>3. 労働安全衛生管理活動の更なる向上のため安全衛生教育を継続的に実施する。</li> </ol>

## 安全スローガン

「何事も 心にゆとりと豊かさを 始める前に 再確認」

安全衛生目標	過去の災害・事故事例および公衆災害の“発生ゼロ”を目指す
	<p>一 方 策</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 安全衛生管理体制を確立し、安全衛生委員会の定期開催及び作業現場巡視を計画的に実施する等安全衛生施策を推進する。</li> <li>2. 関係法令を遵守した作業環境維持と 5S運動を積極的に推進する。</li> <li>3. 施工計画、作業手順書の策定段階からリスクアセスメントによる対応策を確実に実施する。</li> <li>4. 協力会社の自主的安全衛生管理を促進し、安全衛生協議会の活性化と災害防止を図る。</li> <li>5. 事業者の送り出し教育、新規入場者および従業員の安全衛生教育を充実させるとともに、安全施工サイクルの習慣化を図る。</li> <li>6. 過去5年間の類似災害・事故事例を教訓とし、再発防止の徹底を図る。</li> <li>7. 健康確保対策の充実、メンタルヘルス対策の推進、職業性疾病防止対策に関連する労務管理を徹底する。</li> </ol>

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
主要行事	入社式・辞令交付式 (4/3)  新入社員歓迎会 (4/4)  定期健康診断 (4/10)	春の交通安全運動 (5/11~5/20)	全国安全週間準備期間 (6/1~6/30)  安全大会 (6/12)	本週間 (7/1~7/7)	電気使用安全月間 (8/1~8/30)  食品安全月間 (8/1~8/30)	防災の日 (9/1)  全国労働衛生週間準備期間 (9/1~9/30)	本週間 (10/1~10/7)	特定自主検査強調月間 (11/1~11/30)	建設業年末始労働災害防止強調期間 (12/1~12/15)	年始・安全祈願 (1/4)	生活習慣病 予防週間 (2/1~2/7)	年度末労働災害防止 強調月間 (3/1~3/31)	春の火災予防運動 (3/1~3/7)
会議	4/5 安全衛生委員会  4/17 工事部会議  4/25 役員会議	5/10 安全衛生委員会  5/15 工事部会議  5/30 役員会議	6/7 安全衛生委員会  6/12 工事部会議  6/27 役員会議	7/5 安全衛生委員会  7/10 工事部会議  7/25 役員会議	8/2 安全衛生委員会  8/14 工事部会議  8/29 役員会議	9/6 安全衛生委員会  9/11 工事部会議  9/26 役員会議	10/4 安全衛生委員会  10/16 工事部会議  10/31 役員会議	11/8 安全衛生委員会  11/13 工事部会議  11/29 役員会議	12/6 安全衛生委員会  12/11 工事部会議  12/19 役員会議	1/10 安全衛生委員会  1/15 工事部会議  1/30 役員会議	2/7 安全衛生委員会  2/19 工事部会議  2/27 役員会議	3/6 安全衛生委員会  3/11 工事部会議  3/26 役員会議	
安全衛生管理 月間目標	「安全衛生管理実施計画」の周知・徹底  リスク管理とKY活動によるヒューマンエラー防止の徹底	ルール遵守と指差し呼称“準備は良いか”“すべてヨシ”	熱中症等、業務上疾病の防止	作業環境の整備及び健康管理と体力増進の励行	風水害・地震等の自然災害への対応	手摺・昇降設備、仮設足場等使用作業の安全確保	火災・爆発災害の防止	交通労働災害と公衆災害の防止	安全機器と保護具の完全使用	墜落・転落及び倒壊・崩壊災害の防止	建設機械・クレーン等災害及び架空線・埋設物等事故防止		
安全衛生巡視 重点確認項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生方針、目標、施策の理解度</li> <li>・作業所の安全衛生管理計画の作成状況</li> <li>・道路使用許可書及び5S運動の実施状況</li> <li>・協議会、送り出し教育、新規入場者教育及び現地KY活動等の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画書に基づく作業手順書、作業計画書及び安全指示書の作成状況</li> <li>・安全衛生関係法令及び社内安全衛生ルールの遵守状況</li> <li>・安全施工サイクルの実施状況</li> <li>・全作業員の健康状態の把握状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員巡視</li> <li>・作業に必要な有資格者等の適正配置</li> <li>・熱中症予防対策の実施状況</li> <li>・全作業員の健康状態の把握状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生環境の整備状況</li> <li>・自然災害への対策の実施状況</li> <li>・熱中症予防対策の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生環境の整備状況</li> <li>・自然災害への対策の実施状況</li> <li>・熱中症予防対策の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員巡視</li> <li>・安全衛生環境の整備状況</li> <li>・火気厳禁範囲の厳守</li> <li>・消火器の設置と有効期限の確認</li> <li>・安全ブロック、墜落制止用器具の設置状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガスボンベの取り扱い状況</li> <li>・火気厳禁範囲の厳守</li> <li>・消火器の設置と有効期限の確認</li> <li>・喫煙場所の指定と消防点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員巡視</li> <li>・労働災害防止の態勢</li> <li>・交通安全教育の実施状況</li> <li>・公衆災害防止施策の実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全機器の使用状況</li> <li>・保護具の完全使用</li> <li>・安全衛生関係法令及び社内安全衛生ルールの遵守状況</li> <li>・安全施工サイクルの実施状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・墜落防止柵、昇降設備の設置状況</li> <li>・安全ブロック、墜落制止用器具の設置状況</li> <li>・山留の設置、安全勾配の確保状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員巡視</li> <li>・作業に必要な有資格者等の適正配置</li> <li>・車両系建設機械、クレーン等の点検、配置、取り扱い状況</li> <li>・架空線・埋設物等の確認、周知状況</li> </ul>		
巡視役員	社長、取締役	社長、取締役	社長、取締役	社長、取締役	社長、取締役	社長、取締役	社長、取締役	社長、取締役	社長、取締役	社長、取締役	社長、取締役	社長、取締役	
巡視担当者	安全品質部担当者 担当部長、所長	安全品質部担当者 担当部長、所長	安全品質部担当者 担当部長、所長	安全品質部担当者 総務部担当者 担当部課長、所長	安全品質部担当者 担当部長、所長	安全品質部担当者 担当部長、所長	安全品質部担当者 総務部担当者 担当部課長、所長	安全品質部担当者 総務部担当者 担当部課長、所長	安全品質部担当者 担当部長、所長	安全品質部担当者 担当部長、所長	安全品質部担当者 担当部長、所長	安全品質部担当者 担当部長、所長	
巡視者の 実施事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 巡視担当者は事前に巡視日について当該作業所長と打合せ、巡視役員に連絡する。</li> <li>2. 巡視内容は重点確認項目を主として確認するとともに、作業現場についても実施状況を確認する。</li> <li>3. 巡視担当者（巡視役員）は、巡視した結果について「自主安全衛生パトロール実施報告書」に記録し、当該所長に説明する。</li> <li>4. 当該所長は、上記2.の内容について、実施した処置等を記録し巡視担当者の確認を得る。</li> <li>5. 巡視時は、可能であれば協力会社の責任者等を同行させる。</li> <li>6. なお、4大週間にについての巡視記録は、4大週間に作成される「安全パトロール点検表」を用いる。</li> </ol>												

# 安全宣言

## 令和5年度 新規スタッフ紹介

株式会社ホープ 土木部 松山 弘樹

## 令和5年度 新入社員

株式会社ホープ 土木部 荒井 健太郎  
株式会社ホープ 土木部 田中 瞭佑  
株式会社ホープ 土木部 柏谷 飛翔

令和5年度、ホープグループの安全衛生推進大会開催にあたり、我々は、『年間無事故・無災害達成』を目標に掲げ、全員がプロとしての自覚を持ち、快適で潤いのある職場環境を構築し、社会の繁栄に貢献することを目指します。

今年度の安全スローガンである

何事も  
心にゆとりと豊かさを  
始める前に 再確認

を合言葉に、みんなで声を掛け合い、全ての職場から不安全な状態・行動を追放し、『危険ゼロ』の実現に向かって邁進することをここに宣言します。

令和5年6月12日  
参加者代表 株式会社ホープ 土木部  
小川 朗登

